

## 随 意 契 約 理 由 書

工事名：深日港海岸 谷川東地区 谷川港排水施設電気設備改良工事（その2）

谷川港排水施設にあるカメラ監視制御装置は、南海トラフ地震による津波や高潮発生時、谷川港水門を安全に閉鎖するために、水門内外水の状況を確認する上で重要な役割を果たす設備です。

本工事は、上記カメラ監視制御装置の機能増設を行うものです。

カメラ監視制御装置は、インターフェース、データ転送に伴う信号処理方法、電氣的条件等の細部構造システムについて製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求性能を満足するよう製作されています。これらのことから工事を実施する際は、既設設備とのインターフェース等に関して非常に高いレベルのシステム設計および装置の製作能力が要求されます。更に設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要があります。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計・製作において、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った三菱電機株式会社関西支社以外にいないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、当該機器の設計、製作、据付を行った三菱電機株式会社関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。